

Objection of Japanese Publishers to the Settlement

We, Japanese publishers listed as under, hereby declare that we oppose to the Settlement so as to protect our publishing tradition from unlawful digitization by Google.

It is written in the Notice that it gives an opportunity to breathe new commercial life into tens of millions of out-of-print Books, but this is not true. It is obvious that Google has digitized tremendous copies of book, including our books under distribution and/or in-print without consents of copyright owners, thus they are undoubtedly violating Japanese copyright legislations whatever they may explain. Also, Google has no right to judge whether works are orphan or not since Orphan Books in Japan are under the control of Agency for Cultural Affairs. From this point of view too, the Settlement violates Copyright Law.

Japanese authors and publishers are ignored by the Settlement completely, since we had not received any documents yet.

We reserve our right to file claim against Google for indemnification of probable loss and/or damage to be caused by their digitization of our books under distribution and/or in-print, and we hereby declare that we opt out from the Settlement.

We would like you to understand the aforesaid situation which will lead to, we believe, dismissal of this unfair Settlement.

August 28, 2009

Respectfully submitted,

Japanese Publishers

あけび書房	代表取締役・久保則之	Akebi Syobo Corp.
粹出版社	代表取締役・本谷高哲	azusa-syuppansya
アスラン書房	代表取締役・藤本和秀	ASLAN SHOBO,Inc.
ありな書房	代表取締役・松村豊	Arina Syobo
イザラ書房	代表取締役・澁澤浩子	IZARA Publishing Co.,Ltd.
いそっふ社	代表取締役・首藤知哉	AESOP CO.,LTD.
インパクト出版会	代表取締役・深田卓	IMPACT SHUPPANKAI
凱風社	代表取締役・小木章男	Gaifusha
解放出版社	代表取締役・大野昭則	BURAKU LIBERATION PUBLISHING HOUSE CO.
海鳴社	代表取締役・辻信行	Kaimeisha Ltd.
海象社	代表取締役・山田一志	Kaizosha
影書房	代表取締役・松本昌次	Kageshobou Co.Ltd.
花伝社	代表取締役・平田勝	Kadensha
雁思社	代表取締役・吉村三郎	Ganshisha
気天舎	代表取締役・西岡泰和	KITENSHA Publications,Ltd.
雲母書房	代表取締役・茂木敏博	Kirarashobo
健康と良い友だち	代表取締役・市川玲子	Limited Company Kenkouto Yoitomodachi Sha
現代書館	代表取締役社長・菊地泰博	GENDAISHOKAN PUBLISHING Co.,Ltd.
現代人文社	代表取締役・成沢壽信	Gendai Jinbun-Sha Co.,Ltd.
皓星社	代表取締役・藤巻修一	Koseisha
合同出版	代表取締役・上野良治	GODO SHUPPAN Co.,Ltd.
コスモの本	代表取締役・石田伸哉	Cosmobooks Co.,Ltd.
子どもの未来社	取締役・奥川隆	Kodomonomiraisha
コモンズ	代表取締役社長・大江正章	commons
彩流社	代表取締役・竹内淳夫	Sairyusha
桜井書店	代表取締役・桜井香	Sakuraishoten
三元社	代表取締役・石田俊二	Sangensha Publishers Inc.
自然食通信社	代表取締役・横山豊子	Sizenshokutusinsha
時潮社	代表・相良景行	Jichosha
社会評論社	代表取締役・松田健二	Shakaihyouronsha
松柏社	代表取締役・森信久	Shohakusha
ショパン	代表取締役社長・内藤克洋	CHOPIN Corp.
新宿書房	取締役社長・村山恒夫	Shinjuku-shobo Co.Ltd
新泉社	代表取締役・石垣雅設	Shinsensha Publishing Inc.
水声社	代表取締役・鈴木宏	rose des vents-suisseisha publications

随想舎	取締役 (代表)・小川修二	Zuisousha Co.,Ltd.
すずさわ書店 (篤澤書店)	代表取締役・青木大兄	SUZUSAWA PUBLISHING Co.,Ltd.
スタジオタッククリエイティブ	代表取締役社長・高橋矩彦	STUDIO TAC CREATIVE Co.,Ltd.
生活思想社	代表・五十嵐美那子	Seikatu Shisōsya
世織書房	代表取締役・伊藤晶宣	Seori Shobo
せりか書房	代表取締役・船橋純一郎	SERIKA SHOBO
創土社	代表取締役・酒井武史	Sodosya
蒼土舎	社主・内藤克洋	SODOSYA
大蔵出版	代表取締役・青山賢治	Daizoshuppan
知泉書館	代表取締役・小山光夫	Chisenshokan
筑波書房	代表取締役・鶴見治彦	Tsukuba-Shobo Publishing Company
柘植書房新社	代表取締役・上浦英俊	Tsuge Shobo ShinshaP
同時代社	代表取締役・川上徹	Doujidaisya
七つ森書館	代表取締役・中里英章	Nanatumori Shokan Inc.
日本経済評論社	社長・栗原哲也	NIHON KEIZAI HYOURONSHA LTD.
にんげん出版	代表取締役・小林健治	NINGEN Publishing
パイインターナショナル (旧英友社)	代表取締役・折登洋	PieInternational Inc.(formaly Eiyusha,Inc.)
白澤社	代表取締役・吉田朋子	Ltd.HAKUTAKUSHA
晩成書房	代表取締役・水野久	Bansei-shobo
パンドラ	代表取締役・中野理恵	Pandora
ひかり書房	代表取締役・野崎渡	Hikarishobo
美乃美	代表取締役・垣本剛一	Binobi
批評社	代表取締役・佐藤英之	Hihyosha
VIENT	代表編集長・石川英弘	VIENT Corp.
風媒社	代表取締役・稲垣喜代志	FUBAISHA LTD.
本の泉社	代表取締役・比留川洋	Honnoizumisha
道出版	編集長・佐藤彰	MICHISHUPPAN Co.,Ltd.
明月堂書店	代表取締役・末井幸作	meigetsudo
めこん	代表取締役・桑原晨	Mekong
木犀社	代表取締役・遠藤真広	Mokuseisha
唯学書房	代表取締役・村田浩司	Yuigakushobo
雄渾社	代表取締役・垣本剛一	Yukonsha
有志舎	代表取締役・永滝稔	Yushisha Co.,Ltd.
リベルタ出版	代表取締役・田悟恒雄	PublishersLiberta,Co.ltd.
緑風出版	代表取締役・高須次郎	RYOKUFU SHUPPAN
ルック	代表取締役・国吉真栄	Look
論創社	代表・森下紀夫	Yugengaisha Ronsosha

Japanese Version

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

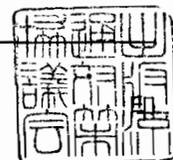
出版社名 出版流通対策協議会

英語表記 SHUPPAN RYUTU TAISAKU KYOGIKAI

肩書 会長

氏名 高須 次郎

署名 高須次郎



住所 東京都文京区本郷3-31-1

盛和ビル40B

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 あけび書房株式会社

英語表記 Akebi Syobo Corp.

肩書 _____

氏名 代表取締役 久保則之

署名 久保 則之



住所 _____

東京都千代田区九段北1-9-5
朝日九段マンション1208号

電話 03-3234-2571

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 有限会社 不卒出版社

英語表記 azusa-syuppansha

肩書 代表取締役

氏名 本谷高哲

署名 本谷高哲

住所 〒270-0034 千葉県松戸市新松戸

7-65

電話 047-344-8118



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 アスラン書房

英語表記 ASLAN SHOBO, INC.

肩書 代表取締役

氏名 藤本 和秀

署名 Kazuhide Fujimoto



住所 〒170-0013 豊島区東池袋4-29-12-401

電話 TEL03-3590-8280 FAX03-3590-8435

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社イザラ書房

英語表記 IZARA Publishing Co.,L+d.

肩書 代表取締役

氏名 澁澤 浩子

署名 Shiroko Shibusama

住所 〒369-0805 埼玉県児玉郡上里町大字神保町640番地
TEL.0495-33-9216 FAX.0495-33-9226

電話

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 AESOP CO., LTD.

英語表記 AESOP CO., LTD.

肩書 代表取締役

氏名 首藤 知哉

署名 Shudo Tomoya



住所 東京都大田区久保 5-5-9

電話 03(3754)8119

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 (株)インパクト出版会

英語表記 IMPACT SHUPPANKAI

肩書 代表取締役

氏名 代取締役 深田 卓

署名 深 田 卓

 印

住所 東京都文京区本郷2-5-11 服部ビル2F
TEL03-3818-7576 FAX03-3818-8676

電話 (株)インパクト出版会

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

株式会社海象社
出版社名

Kaizosha
英語表記

肩書

代表取締役 山田一志
氏名

山田一志
署名

印

住所 東京都文京区大塚4丁目51番9-303号

電話 TEL03-5977-8690 FAX03-5977-8691

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社解放出版社

英語表記 BURAKU LIBERATION
PUBLISHING HOUSE CO

肩書 代表取締役

氏名 大野 昭 則

署名 _____



住所 大阪府 大阪市浪速区久保吉1-6-12

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 (株) 海鳥社

英語表記 Kaimeisha Ltd.

肩書 代表取締役

氏名 辻 信行

署名 N. Tsuji

印

住所 東京都千代田区西神田 2-4-6

電話 03-3262-1967

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 影書房

英語表記 Kageshobou Co., Ltd.

肩書 代表取締役

氏名 松本 昌次

署名 松本 昌次

住所 東京都北区中里3-4-5-101



印

電話 03-5907-6755

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 気天舎

英語表記 KITENSHA Publications, Ltd.

肩書 代表取締役

氏名 西岡 泰和

署名 西岡泰和

住所 〒112-0011 東京都文京区千石2-22-3

電話 電話・FAX 03(5976) 0621



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 有限会社 健康と良い友だち社
英語表記 Limited company kenkou to yaitomodachi sha

肩書 代表取締役

氏名 市川 玲子

署名 市川 玲子



住所 東京都港区三田 2-14-4
三田マリンビル603

電話 03-5765-4891

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

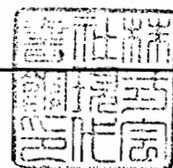
出版社名 株式会社 現代書館

英語表記 GENDAISHOKAN PUBLISHING Co., Ltd.

肩書 代表取締役社長

氏名 菊地 泰博

署名 菊地泰博



住所 東京都千代田区飯田橋3-2-5

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 現代人文社

英語表記 Gendai Jimbun-Sha Co.Ltd

肩書 _____

氏名 代表取締役 成 沢 壽 信

署名 成沢壽信



住所 〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 八ッ橋ビル7階

電話 Tel 03-5379-0307 FAX 03-5379-5388

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 合同出版(株)
 英語表記 GODOSHUPPAN Co., Ltd
 肩書 president
 氏名 Ueno Ryoji
 署名 _____



住所 東京都千代田区神田神保町一の二八
電話 03(3294)3506
合同出版株式会社
 代表取締役 上野良浩
 監註 _____

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 コスモの本

英語表記 Cosmobooks.co.ltd

肩書 代表取締役

氏名 石田 伸哉

署名 石田 伸哉



住所 東京都杉並区西荻南 3-17-16

電話 03-5336-9668

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 コモンズ

英語表記 COMMONS

肩書 代表取締役社長

氏名 大江 正章

署名 大江 正章

住所 〒161-0033 東京都新宿区

F落合1-5-10-1002

電話 03-5386-6972



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 三元社英語表記 Sangensha Publishers Inc.肩書 代表取締役氏名 石田 俊二署名 石田 俊二住所 〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-36 鳳明ビル電話 03-3814-1867

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謹い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 皓 導 月 社

英語表記 Jichosha

肩書 代表

氏名 相 良 景 行

署名 K. Sagaha

住所 板橋区前野町 4-62-15

電話 03-8915-9046



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 ショパン

英語表記 CHOPIN Corporation

肩書 代表取締役社長

氏名 内藤克洋

署名 内藤克洋



住所

〒153-0061 東京都目黒区中目黒3-5-301

電話 (03) 5721-5525 Fax. (03) 5721-6226

電話

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 新宿書房
英語表記 Shinjuku-shobo Co. Ltd.
肩書 取締役社長
氏名 村山恒夫
署名 Tsuneo Maraya
住所 東京都千代田区千代田北1-8-2
電話 03-3262-3392

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 新泉社

英語表記 Shinsensha Publishing Inc.

肩書

氏名 株式会社 新泉社

署名 代表取締役 石垣雅毅

住所 東京都文京区本郷2丁目5番12号

電話 +81-(0)3-3815-1662

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 水声社
英語表記 rose des vents - suiseisha publications

肩書 株式会社 水声社

氏名 代表取締役 鈴木 宏

署名 同/鈴木 宏 

住所 東京都文京区小石川2-10-1 〒112-0002

03 3018 6040

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって既に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 3月28日

出版社名 有限会社 随想舎

英語表記 Zuisousha Co., Ltd

肩書 取締役 (A表)

氏名 小川 修二

署名 小川 修二



住所 栃県宇都宮市本町10-3

TEL 1F

電話 028-616-6605

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 すずさわ書店 (雫澤書店)

英語表記 SUZUSAWA PUBLISHING CO., LTD.

肩書 代表取締役

氏名 青木 大兄

署名 青木 大兄

住所 東京都新宿区高田馬場

4-18-15 第二中村ビル

電話 03-5386-3969



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 (株)スタジオタッククリエイティブ

英語表記 STUDIO TAC CREATIVE Co., Ltd.

肩書 代表取締役社長

氏名 高橋 矩彦

署名 高橋 矩彦



住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-37-7

サビュハイツ神宮302

電話 03-5474-6200

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 生活思想社

英語表記 Sesikatu Shisōsha

肩書 代表

氏名 五十嵐 菜那子

署名 Minako Igarashi

住所 東京都 新宿区神楽坂 2-15-506



電話 03-5261-5931

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 セリカ書房

英語表記 SERICA SHOBO

肩書 代表取締役

氏名 船橋 純一郎

署名 船橋 純一郎



住所 101-0064 東京都千代田区猿樂町 1-3-11

大塚ビル1F

電話 03-3291-4676

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという諷い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 蒼土舎

英語表記 SODOSYA

肩書 社主

氏名 内藤克洋

署名 内藤克洋

住所 〒153-0061 東京都目黒区中目黒3-5-5-301



電話 03-5721-6636

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 筑波書房

英語表記 Tsukuba-Shobo Publishing Company

肩書 代表取締役

氏名 鶴見 治彦

署名 鶴見 治彦

住所 東京都新宿区神楽坂2-19

銀鈴会館



電話 03-3217-0561

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 有限会社 拓植図書新社

英語表記 Tsuge Shobo Shinsha

 東京都文京区小石川一丁目14番1号

肩書 有限会社拓植図書房新社

 代表取締役

氏名 上浦 英俊

署名 上浦 英俊

印

住所 _____

電話 _____

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 同時代社
 英語表記 Doujidaisya
 肩書 代表取締役
 氏名 川上 徹
 署名 Kawakami Toru

住所

同時代社

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-6
 ☎03-3261-3149 ©03-3261-3237

電話



●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 七つ森書館

英語表記 Nanatsumori Shokan, Inc.

肩書 _____

氏名 代表取締役 中里英章

署名 中里英章



印

住所 東京都文京区本郷3丁目13番3号

電話 03-3818-9311

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 日本経済評論社

英語表記 NIHON KEIZAI HYORONSHA,

肩書 社長 LTD

氏名 厚原哲也

署名 Kurihara Tetuya

住所 東京都千代田区神田神保町3-2

電話 03-3230-1661



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 にんげん出版

英語表記 NINGEN publishing

肩書 代表取締役

氏名 代表取締役 小林 健治

署名 小林 健治

住所 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-1-6
日建ビル9F

電話 TEL03-3222-2655 FAX03-3222-2078



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社パイインターナショナル (旧英友社)

英語表記 Pie International, Inc. (formerly Eiyusha, Inc.)

肩書 代表取締役

氏名 折登 洋

署名 Yoshiki Onito



住所 埼玉県蕨市北町1-19-21-301

電話 048-433-2693

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 有限会社 白澤社

英語表記 Ltd. HAKUTAKUSHA

肩書 代表取締役

氏名 吉田 朋子

署名 Yoshida Tomoko



住所 東京都文京区関目1丁目1番6号
〒112-0014 松輪ビル202

202-1-29-6, Sekiguchi, Bunkyo-ku
112-0014, TOKYO, JAPAN

電話 03-5155-2615

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社 晩成書房

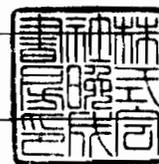
英語表記 Bansei-shobo

肩書 代表取締役

氏名 水野 久 MIZUNO Hisashi

署名

水野 久



住所 東京都千代田区猿樂町 1-4-4

電話 03-3293-8348

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 (有) VIENT

英語表記 VIENT Corp

肩書 代表編集長

氏名 石川香34

署名 H.V.

住所 東京都中央区八丁堀 4-12-20

〒155-8411 階

電話 03-3551-7696

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 有限会社 風 媒 社

英語表記 FUBAISHA LTD.

肩書

氏名 代表取締役 稲垣喜代志

署名 稲垣喜代志



住所 〒460-0013 名古屋市中区上前津2-9-14

電話 052-331-0008

地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 (株)朋月堂書店

英語表記 meigetsudou

肩書 代表取締役

氏名 末井幸作

署名 末井幸作

住所 東京都新宿区河田町3-15
河田町ビル3階

電話 03-5368-2327



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

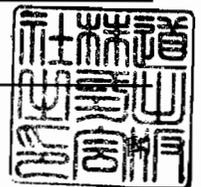
出版社名 道出版株式会社

英語表記 MICHISHUPPAN Co, Ltd

肩書 編集長

氏名 佐藤 彰

署名 AKIRA SATO



住所 東京都豊島区池袋2-47-5

電話 03-5951-4661

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 木犀社

英語表記 Mokuseisha

肩書 代表取締役

氏名 遠藤真広

署名 遠藤真広



住所 東京都文京区千駄木 1-2-14

電話 03-3824-1252

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 有志舎
英語表記 Yushisha Co. Ltd
肩書 代表取締役
氏名 永滝 隼
署名 永滝 隼 Minoru Nagataki
住所 東京都千代田区神田神保町3-10
宝栄ビル403
電話 03-3511-6085



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 株式会社リベルタ出版

英語表記 Publishers Liberta, co. Ltd.

肩書 代表取締役

氏名 田 悟 恒 雄

署名 Tsunao Denjo



住所 東京都千代田区猿樂町1-4-8

松村ビル 402

電話 03-3293-2923

ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

株式会社 緑風出版

出版社名

英語表記 RYOKUFU SHUPPAN

肩書 代表取締役

氏名 高須次郎

署名 高須次郎

住所 東京都文京区本郷

2-17-5

電話 03-3812-9420



ニューヨーク南部地区連邦地裁 連邦判事 Denny Chin 殿

●Googleブック検索和解案に反対です！

われわれ日本の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため「Googleブック検索和解案」に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「Googleブック検索和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句と実体は、まったく異なっている。現実には、日本の出版社の販売中の大量の本がすでにデジタル化されている。また、日本においても著作権者が不明な「Orphan Books」は大量にあり、「和解案」が成立してしまえば、それらの使用権などが、無条件でGoogleに与えられてしまうことになる。これは、「Orphan Books」について条項を設けている日本の著作権法に抵触する。

「Googleブック検索和解案」は、アメリカ国外の著作権者について、まったく配慮していない。日本の権利者にはいまだに、和解管理者からの正式な通知はされておらず、和解案全文の日本語訳も提供されていない。

日本の出版社と著作権者の権利は、アメリカ国内においても、ベルヌ条約によって厳に保護されていることを、われわれは確信している。

われわれは、Googleによってもたらされた損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告するとともに、「Googleブック検索和解案」に参加しないことを表明する。

貴裁判所が、かかる和解案を却下することを求める。

2009年 8月28日

出版社名 有限会社 論創社

英語表記 Yugengasha Romosha

肩書 代表

氏名 森下 紀夫

署名 森下 紀夫

住所 東京都千代田区神田神保町

電話 03-3264-5254